

介護第168号

令和3年6月18日

指定事業所 御中

久慈広域連合事務局長

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の

実績報告について

標記の件について、下記により提出していただきますようお願ひいたします。

記

1 提出期限

令和3年7月30日（金）

2 提出書類

(1) 令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告

ア 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書  
【別紙様式3-1】

イ 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書  
(施設・事業所別個表)【別紙様式3-2】

ウ 賃金改善所要額内訳書（参考様式）

※1 賃金改善所要額内訳書（参考様式）により難い場合は、介護職員別の賃金改善実績が把握できる書類を作成のうえ提出すること。

※2 様式のデータは、当広域連合ホームページに掲載しておりますので、適宜ご使用ください。

3 その他

(1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、仮に下回っている場合は、一時金や賞与等の支給により、賃金改善額が加算収入額を上回るよう留意すること。

(2) 本加算に係る書類を整備し、5年間保管すること。

- (3) 賃金改善額のうち、社会保険料事業主負担増加額については、賃金改善実施期間に実際に増加した分を計上すること。
- (4) 第1号訪問介護サービス事業所、第1号通所介護サービス事業所（定員19名以上）については、県へ提出した写しを提出すること。
- (5) 令和2年度の途中で事業を廃止又は指定辞退した場合や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定を終了した場合も必ず提出すること。

【担当】

久慈広域連合介護保険課介護保険係

T E L 0194-61-3355 F A X 0194-61-3324

メール kaigo@kuji-kouiki.jp